



各 位

会 社 名 株式会社 O l y m p i c 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 金澤 良樹 (コード番号 8289 東証1部) 問合せ先 専務取締役管理本部長 佐藤 脩 TEL. 042-300-7200(代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - (1) 代表取締役は、取締役の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に管理本部長を任命する。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁媒体に記録し、「文書保存規程」に基づき整理・保存する。
- 2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 代表取締役は、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「職務権限規程」、「関係会社管理規程」、「経理規程」等に加え必要なリスク管理規程を新たに制定する。
 - (2) 各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
 - (3) 監査役および監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
 - (4) 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、年次計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。
 - (2) 総括責任者はその遂行状況を各部門取締役に、取締役会および経営会議において定期的に 報告させ施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析およびその改善を図ってゆ く。



4. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、基本理念(正直を売る)に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者を始めグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより 法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

- 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「関係会社管理規程」に基づき、当社および関係会社の管理は管理本部長が統括する。管理本部長は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社との連絡会議を開催する。
 - (2) 関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率 的な業務遂行「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を 図るため、管理本部長が統括管理する。
 - (3) 管理本部長は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および経営会議において報告する。
 - (4) 監査役と監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会および関係会社連絡会議に報告する。
 - (5) 取締役会および関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- 6. <u>監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体</u>制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議 の上、監査室員を補助すべき使用人として指名することができる。
 - (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- 7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行 為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項 と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針、会計基準およ びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令および 「監査役会規則」ならびに「監査役監査規程」に基づき監査役に報告するものとする。
 - (2) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務に執行状況を把握する為、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。また、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに監査役は監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの使命の達成を図る。